



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

厚生労働省・文部科学省における ヤングケアラー支援に係る取組について

令和3年3月17日



目 次

○ 子ども・子育て関係	3
○ 健康・難病関係	6
○ 生活困窮・自立支援関係	8
○ 障害・精神障害関係	12
○ 認知症・地域介護関係	15
○ 教育関係	18

支援対象児童等見守り強化事業

令和2年度第3次補正予算案：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

補助基準額

1か所当たり：9,723千円

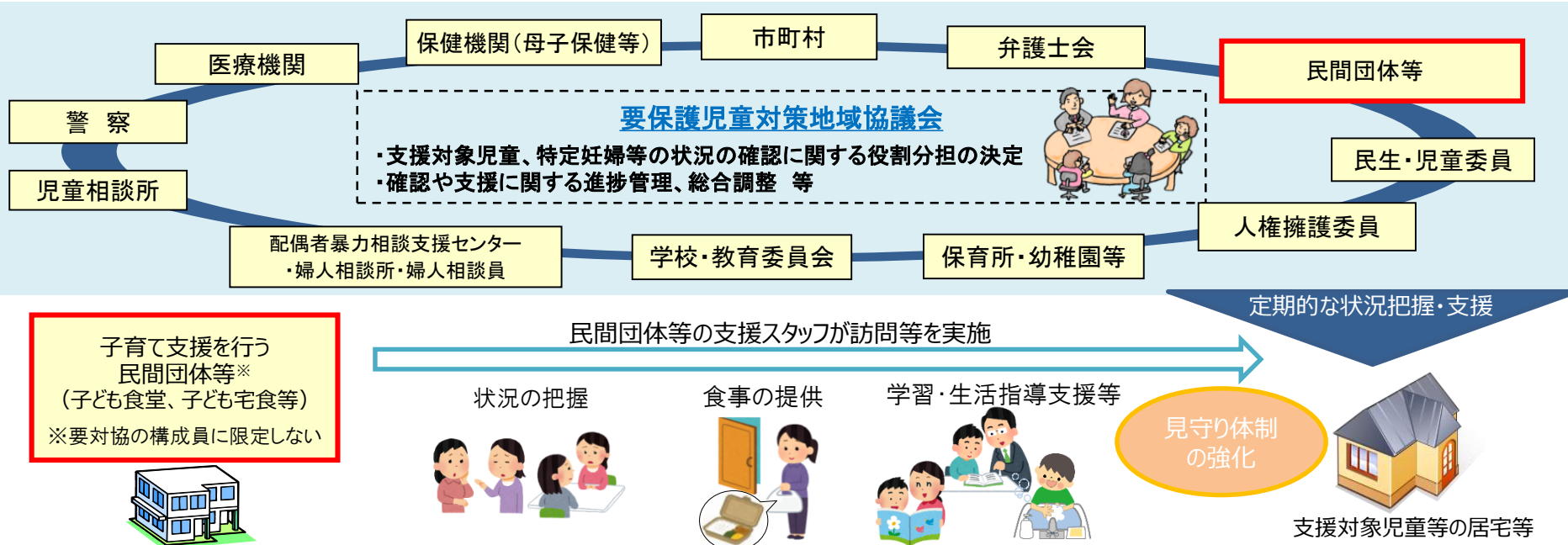
※民間団体等の支援スタッフの人件費、訪問経費など事業実施に係る経費

補助率

国：10/10（定額）

実施主体

市町村（特別区含む）



児童相談所への相談の利便性向上等

SNSを活用した全国一元的な相談の受付体制の構築(SNS版「189」)

子どもや家庭からの相談について、全国どこからでも相談を行うことができるSNSによる相談窓口を開設し、相談内容を各児童相談所に自動的に転送した上、相談を受理した児童相談所が対応する仕組みを新たに構築する。

【児童相談支援事業委託費:6.6億円(令和2年度第3次補正予算)】

児童相談所相談専用ダイヤルの無料化

児童相談所に相談しやすい環境を進めるため、児童相談所相談専用ダイヤル(0570-783-189)について、無料化を行う(児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は令和元年12月より無料化)。

【情報処理業務庁費:45百万円(令和2年度第3次補正予算)】

児童相談所体制整備事業

夜間・休日を問わず、児童相談所が通告・相談に応じられる体制整備や、SNSを活用した相談支援の体制整備を進めるため、児童相談所の体制強化を図る取組に対する補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業:213億円の内数】

令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」

○これまでの経緯

- 平成30年度から、各市区町村の要保護児童対策地域協議会（要対協）を対象に、ヤングケアラー(※)に関する調査研究を開始し、これまで、
 - ・ 平成30年度には、実態の調査
 - ・ 令和元年度には、早期発見・支援に活用するためのアセスメントシートやガイドラインの作成 等を実施。
- 令和元年度の調査研究により、
 - ・ ヤングケアラーと思われる子どもの実態把握の方法として、「関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際にヤングケアラーとして対応している」との回答が約45%
 - ・ また、ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握していない理由として、「ヤングケアラーは家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」という回答が74%
「ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識をしていない」という回答が約73%といったことが報告された。

○今年度の調査研究の目的

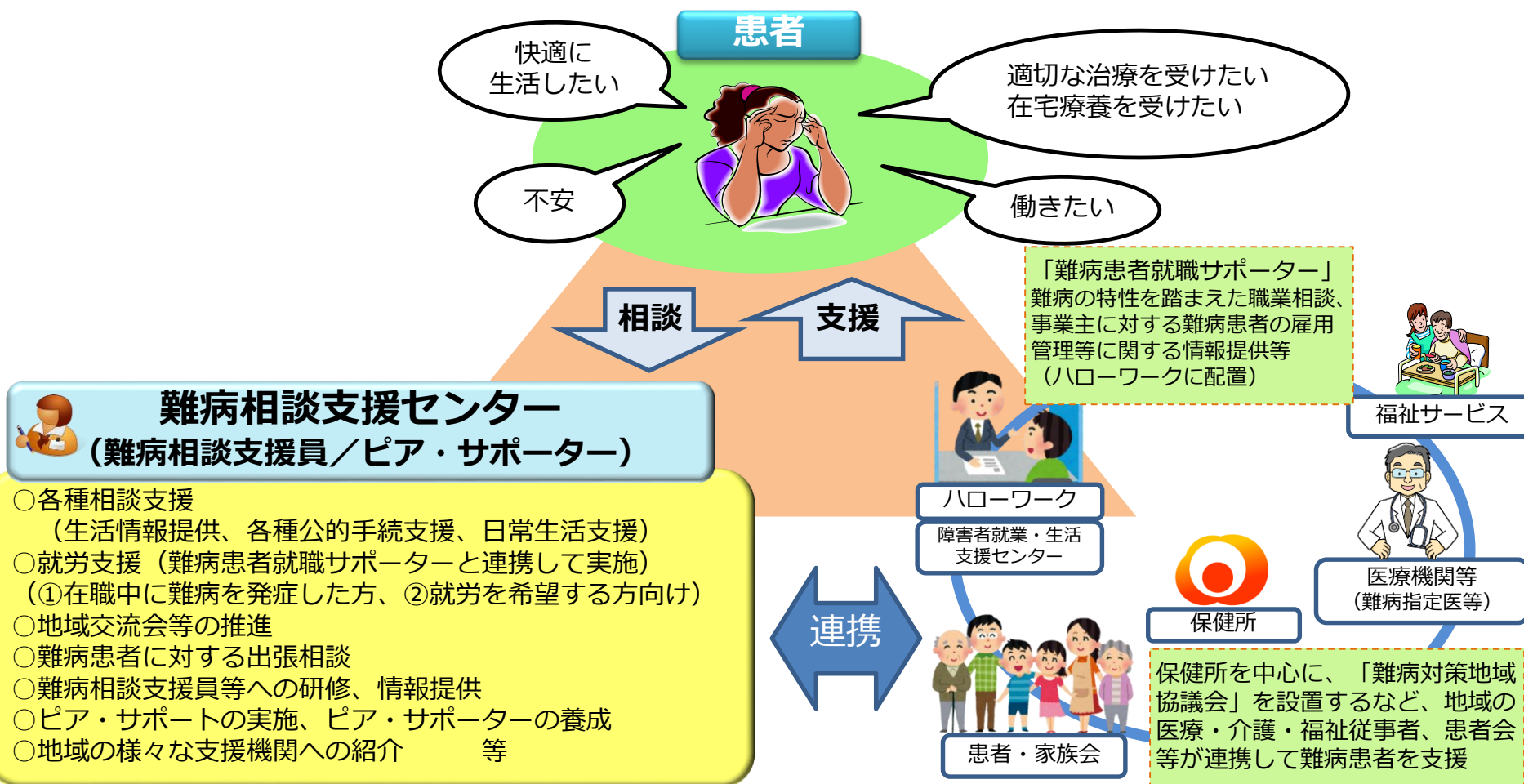
- ・ 上記の調査結果を受け、ヤングケアラーの実態をより正確に把握するため、教育現場も含めた地方自治体、子ども本人を対象とした調査を実施予定。

○今後の予定

- ・ 文部科学省とともに、実施機関（三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社）に設置される事業検討委員会（有識者で構成）での検討に参画し、11月中に調査対象及び方法等を確定させ、今年度中に調査結果をとりまとめる予定。

療養生活環境整備事業（難病相談支援センター事業）

- 難病相談支援センターは、難病の患者の療養や日常生活上の様々な問題について、患者・家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行う機関である。
- 現在、都道府県・指定都市に概ね1カ所設置されており、難病の患者等の様々なニーズに対応するため、地域の様々な支援機関と連携して支援を実施。



小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

- 幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより、自立に困難を伴う児童等について、地域支援の充実により自立促進を図るため、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市において、自立支援事業を実施。
- 医療費助成とともに児童福祉法に規定されており、義務的経費として国が事業費の半額を負担している。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市

【国庫負担率】 1 / 2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1 / 2）

【根拠条文】 児童福祉法第19条の22、第53条

＜必須事業＞（第19条の22第1項）

相談支援事業



＜相談支援例＞

- ・自立に向けた相談支援
- ・療育相談指導
- ・巡回相談
- ・ピアカウンセリング 等

小児慢性特定疾病児等自立支援員



＜支援例＞

- ・関係機関との連絡・調整及び利用者との橋渡し
- ・患児個人に対し、地域における各種支援策の活用 の提案 等

＜任意事業＞（第19条の22第2項）

療養生活支援事業



ex
・レスパイト
【第19条の22第2項第1号】

相互交流支援事業



ex
・患児同士の交流
・ワークショップの開催 等
【第19条の22第2項第2号】

就職支援事業



ex
・職場体験
・就労相談会 等
【第19条の22第2項第3号】

介護者支援事業



ex
・通院の付き添い支援
・患児のきょうだいへの支援 等
【第19条の22第2項第4号】

その他の自立支援事業



ex
・学習支援
・身体づくり支援 等
【第19条の22第5号】

生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国905福祉事務所設置自治体で1,317機関(平成31年4月時点))

〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

国費 3 / 4

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

国費 2 / 3

- ・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- ・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

国費 2 / 3

- ・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

国費 1 / 2, 2 / 3

- ・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

国費 1 / 2

- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- ・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

◆都道府県による市町村支援事業

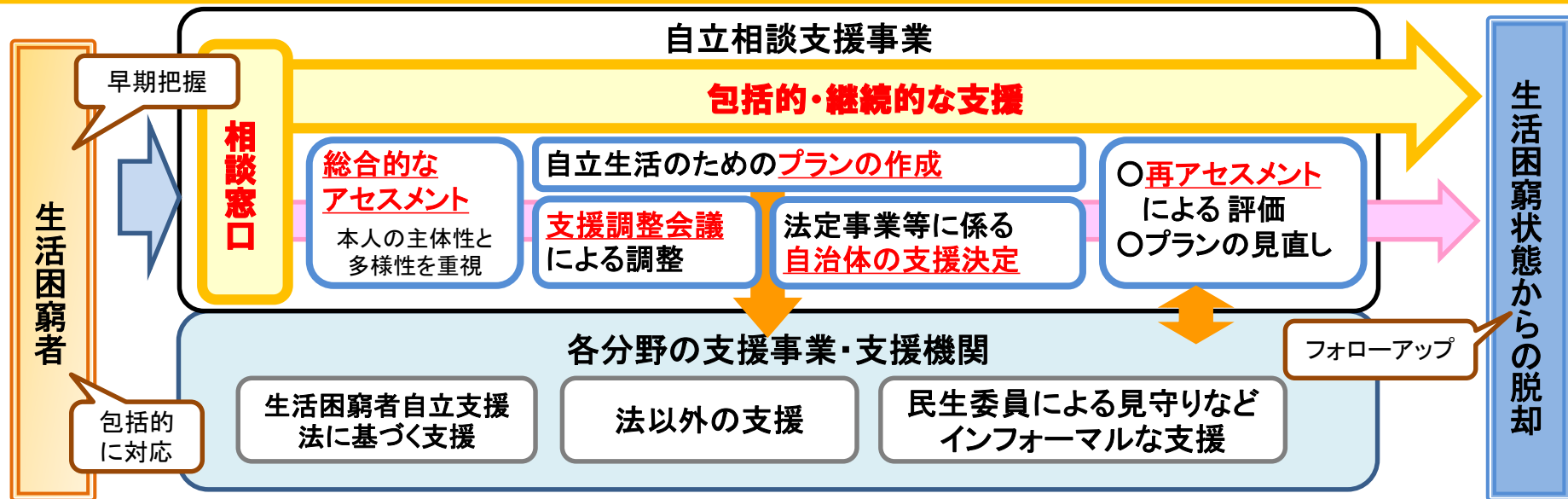
- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

自立相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

子どもの学習・生活支援事業について

事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- ▶ 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- ▶ 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等

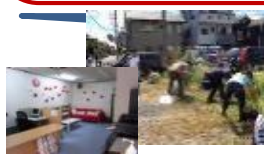


教育及び就労（進路選択等）に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）



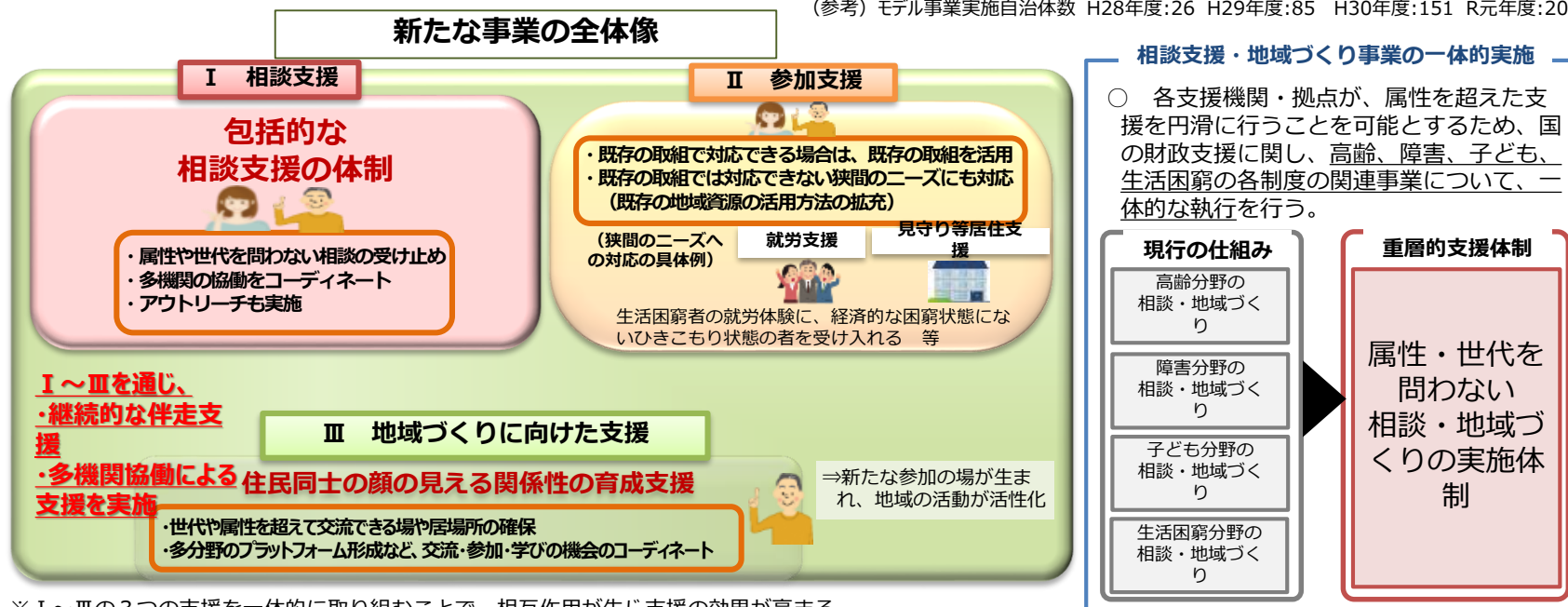
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

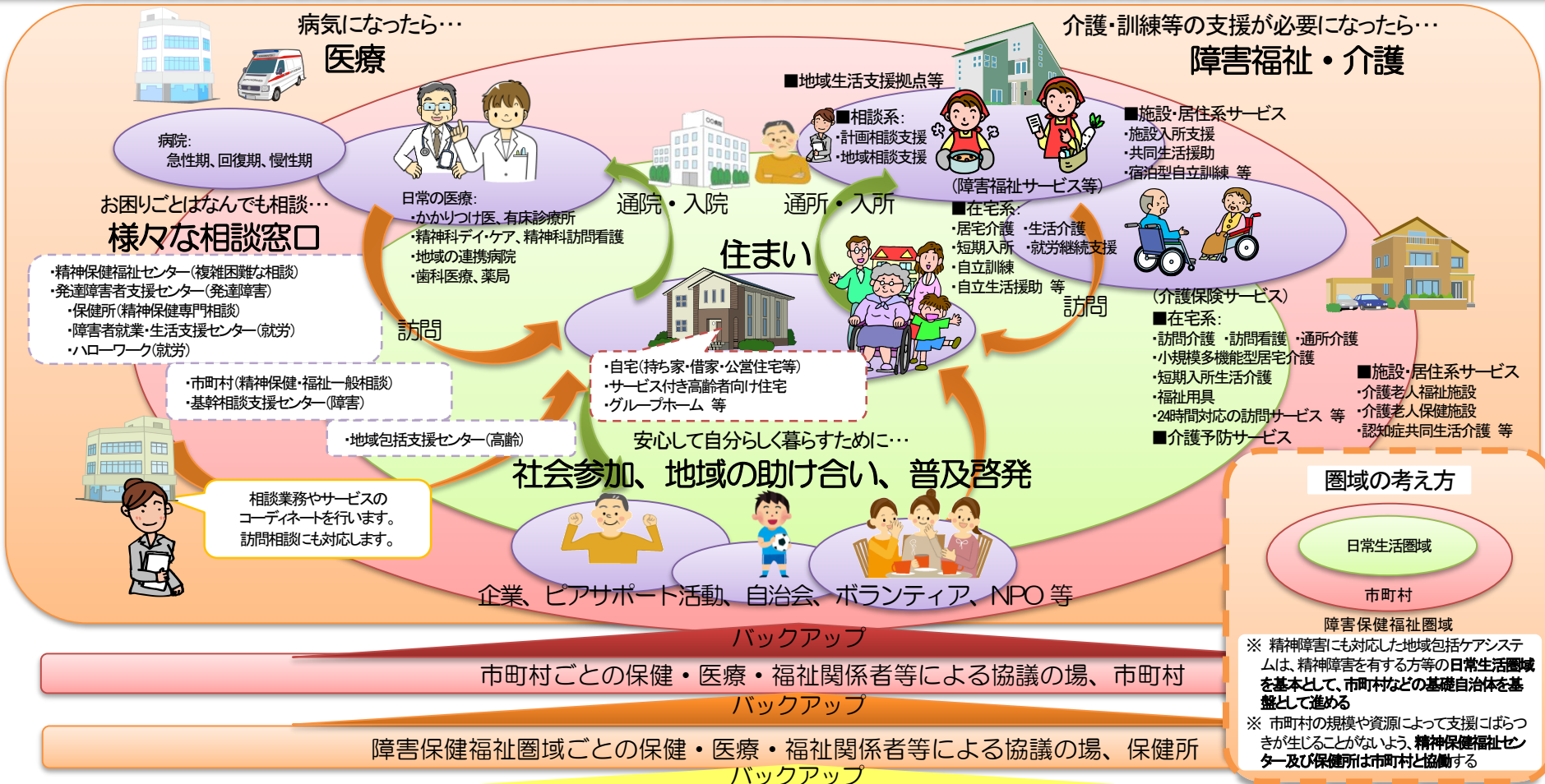


※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

- （ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- （イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
- （ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業（※））

※ 地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業実施を図るもの。

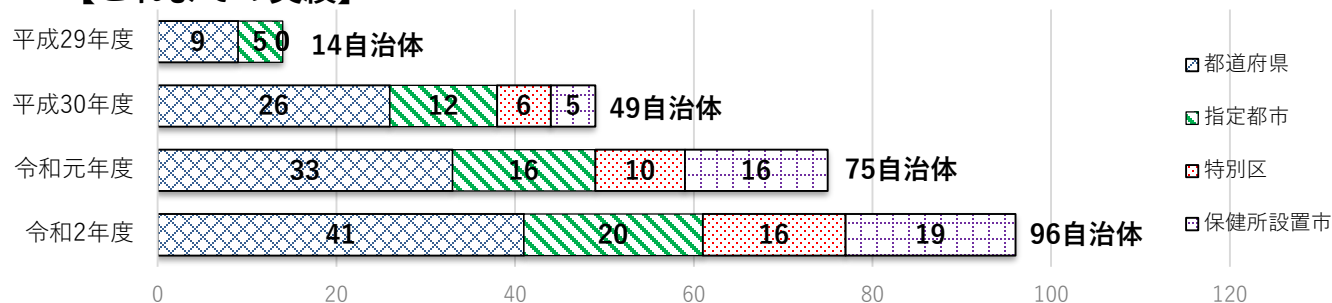
■ 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

【事業内容】（1は必須、2～14は地域の実情に合わせて選択実施）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進サポーターの活用に係る事業
9. 精神医療相談に係る事業
10. 医療連携体制の構築に係る事業
11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

【これまでの実績】



（※1）特別区及び保健所設置市は平成30年度より実施主体に追加

（※2）当該事業を活用していない都道府県等においては、別の補助金や都道府県等の独自の財源により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進している

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

基幹相談支援センター

【令和2年4月時点設置市町村数:778】
(一部共同設置)

総合相談・専門相談

- 障害の種別や各種ニーズに対応する
- ・総合的な相談支援(3障害対応)の実施
 - ・専門的な相談支援の実施

権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度利用支援事業
 - ・虐待防止
- ※ 市町村障害者虐待防止センター(通報受理、相談等)を兼ねることができる。

地域移行・地域定着

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・地域の体制整備に係るコーディネート

地域の相談支援体制の強化の取組

- ・相談支援事業者への専門的指導、助言
- ・相談支援事業者の人材育成
- ・相談機関との連携強化の取組

運営委託等

協 議 会

相談支援
事業者



相談支援
事業者



相談支援
事業者

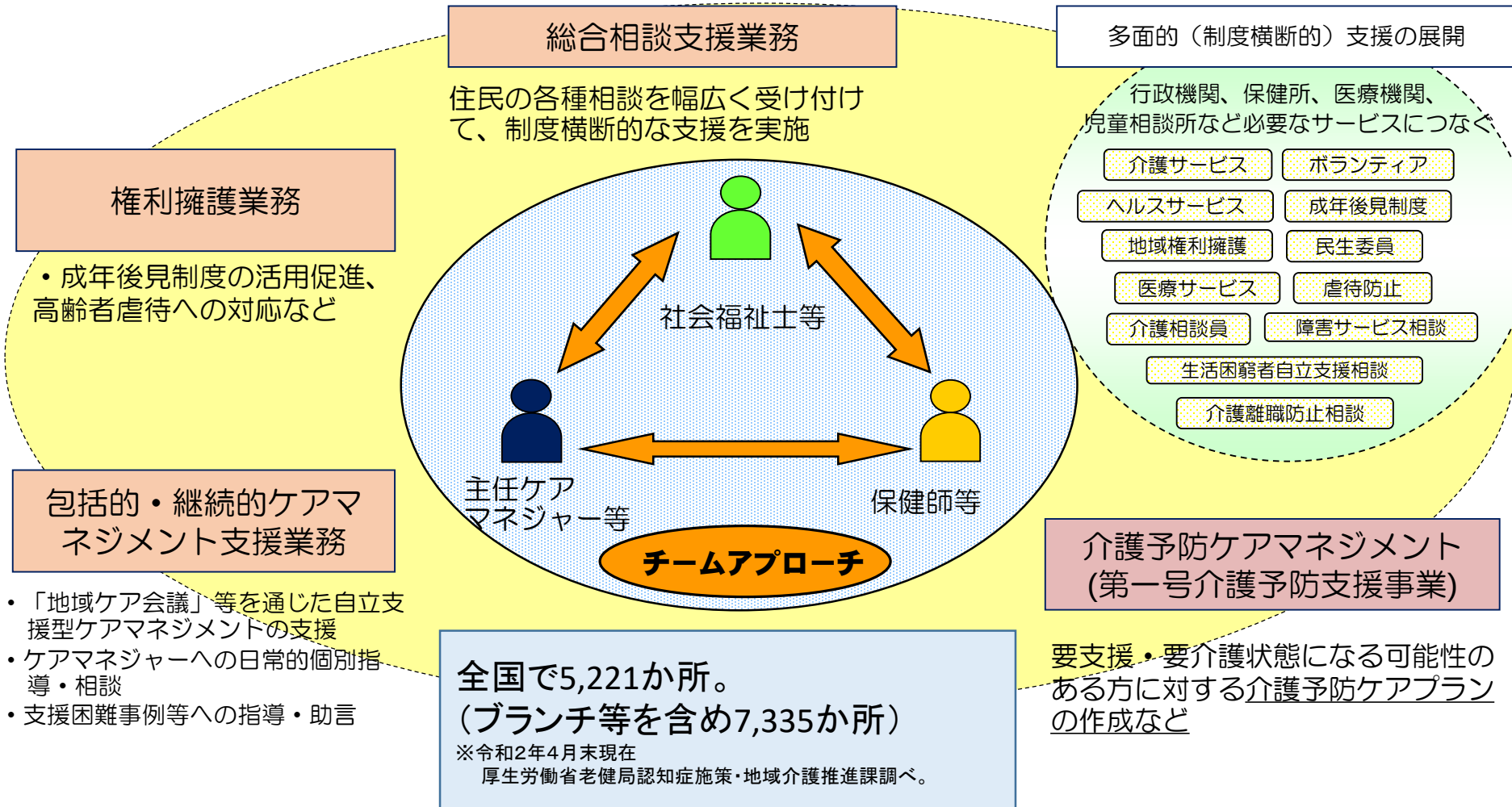


児童発達
支援センター
(相談支援事業者)



地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の4第1項）



市町村及び地域包括支援センターが行う家族介護者支援について

主旨

地域における高齢者の在宅生活を支えるに当たっては、家族介護者に対する支援も重要であり、介護する家族の不安や悩みに答える相談機能の強化・支援体制の充実を図るため、家族介護者に対する支援手法を整備し周知する。(平成30年7月)

通知の主な内容

- 市町村及び地域包括支援センターによる家族介護者支援の具体的取組について、マニュアルにより周知。

(マニュアルにより示す取組の例)

- 出張相談等による相談機会の充実

例1) 商業施設に相談会場を設置し、社会保険労務士、介護支援専門員等の専門職を配置し、幅広い相談に対応。

例2) 病院や診療所の協力を得て、ロビーや待合室の一角で相談会を開催。

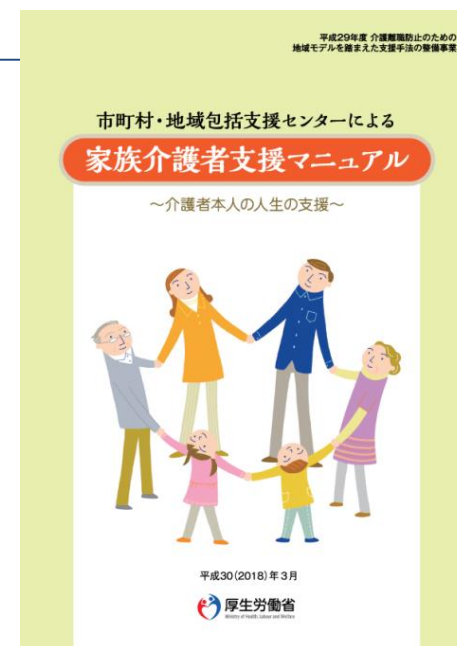
- 相談窓口における家族介護者のアセスメントや自己チェック等の推進

例1) 専門職が家族介護者の相談に応じる際の、心身やこころの健康、家族・介護の状況等に関するアセスメントシートの活用。

例2) 家族介護者が介護支援専門員と面談する際の、自身の体調や気持ち等について整理して適切に伝えるための自己チェックシートの活用。

- 介護離職防止等のための他機関連携の推進

例) 自治体の労働・経済・商工部局、ハローワーク、社会保険労務士等との連携・協働による専門的支援への引き継ぎ。



家族介護者支援マニュアル

参考

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)の具体的施策として、地域包括支援センターを家族が介護を必要とするようになったときの身近な相談先であることを広く周知しつつ、同センターの土・日・祝日の開所を促進すると示されている。

- 家族介護者支援マニュアルにおいては、ヤングケアラーに関連した課題認識、具体的な対応に係るポイントやアセスメント項目を提示している。

※ヤングケアラー関連の抜粋

1. 今、新たな視点での家族介護者支援施策・事業の推進が急務な理由

～子育てと介護を動じに担うダブルケアや、様々な課題を抱える人の増加～

祖父母や親の介護を担う10～20代の子ども世代の教育機会や就職機会に関する課題

6. 介護離職防止、家族介護者支援に向けた具体的な取組、手法のポイント

(1) 個別相談・支援

家族介護者に対するアセスメントや自己チェックの実施

1-1-1家族介護者のアセスメントや自己チェックの実施方法の検討、相談窓口での活用

<家族介護者の支援二ーズ例>

7. **若年介護者**に対する家族介護終了の社会参加支援

大学を卒業後、就職せずに、祖母の介護をしてきた。その介護が終了したが、働いたことがないために、仕事に復帰するための支援がほしい

※アセスメントシートを紹介し、相談窓口での活用を促している。

(参考資料) アセスメントシート

■ケアラーアセスメントシート（全国介護者支援団体連合会） ※アセスメント項目

(9) 学業との両立

学業（通学、授業、勉強に要する時間、学校、進路、友人関係、ヤングケアラーになったきっかけ、肉体的・精神的負担）

ヤングケアラーに関する文部科学省の取組について

1. 教育委員会への周知徹底

- ヤングケアラーの概念や関係機関との連携等について示した厚生労働省通知を周知し、関係機関と連携した適切な対応を依頼
- 厚生労働省において作成されたヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシートを周知

2. 教育相談体制の整備

- ヤングケアラーを含め、家庭に課題や困難を抱える児童生徒に対する福祉的な支援につなげるスクールソーシャルワーカー等の配置充実など教育相談体制の充実
- スクールソーシャルワーカー等を活用して福祉機関につなぐなどのきめ細かい支援が効果的に行われるよう、スクールソーシャルワーカー等がヤングケアラーを支援した事例を収集し、各教育委員会等に周知

3. 厚生労働省との連携

- 厚生労働省が学校現場を通じて実施するヤングケアラーの実態調査について、その方法等の検討や実施にあたり、厚生労働省と連携

ヤングケアラーへの対応について

(令和元年7月5日 文部科学省児童生徒課事務連絡)

◆各教育委員会に対し、ヤングケアラーの概念について認識をいただくとともに、ヤングケアラーに対する必要な支援が行われるよう、別添厚生労働省通知を参考に、関係機関と連携の上、適切な対応を依頼。

(別添)

1. ヤングケアラーの概念について

実態調査では、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護(障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など)や世話(年下のきょうだいの世話など)をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもを「ヤングケアラー」と定義されている。

実態調査では、ヤングケアラーの4割以上が、1日平均5時間以上、介護や世話を行っており、また、ヤングケアラーの3割以上が学校にあまり行けていない(休みがち)といった状況にある。

子どもの中には、こうした家族の介護等が必要なことにより、子どもの健やかな成長や生活への影響からネグレクトや心理的虐待に至っている場合があることを認識する必要がある。

2. 要対協に求められる役割について

1. のヤングケアラーの概念について、要対協調整機関は、構成機関に対して周知し、実態把握に努めるとともに、要対協に登録されている子どもや、新規に登録を検討する際や、その支援方針を検討する際には、ヤングケアラーではないかという観点から家族の要介護者等の有無やその支援の状況、子どもの学校の出欠状況など家族全体の状況を共有してアセスメントすることが重要である。

実態調査によれば、特に子どもは、自分自身がヤングケアラーであると認識していることが少なく、学校からの情報を契機として要対協にケース登録される割合が高いといった結果に留意の上、学校・教育委員会との情報共有に努められたい。

また、支援方針を策定する上で、家族に要介護者等がいる場合には、その介護・世話等の実態を踏まえた上で、養育支援訪問事業による家事援助や介護保険サービス、障害福祉サービスなど適切な支援につなげていくよう留意するとともに、高齢者福祉、障害者福祉部局などの関係部署との連携を図られたい。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和3年度予算額(案) 72億円
(前年度予算額 67億円)



文部科学省

児童生徒1000人当たりの
不登校児童生徒数(小中)
※単位:人



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から7年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

スクールカウンセラー等活用事業

令和3年度予算額(案) : 5,278百万円(前年度予算額 : 4,866百万円)

補助制度

- ✓ 補助割合 : 国 1 / 3、都道府県・政令指定都市 2 / 3
- ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等



求められる能力・資格

- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

基盤となる配置

- ✓ 全公立小中学校に対する配置 (27,500校)

いじめ 不登校

- いじめ・不登校対策のための重点配置 : **1,000校** (←500校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- 教育支援センターの機能強化 : **250箇所**

虐待 貧困

- 虐待対策のための重点配置 : **1,200校** (←1,000校)
- 貧困対策のための重点配置 : **1,400校**

質の向上

- スーパーバイザーの配置 : **90人** (←67人)

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和3年度予算額(案) : 1,938百万円(前年度予算額 : 1,806百万円)

- ✓ 補助割合 : 国 1 / 3、都道府県・政令指定都市・中核市 2 / 3
- ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ 全中学校区に対する配置 (10,000中学校区)

- いじめ・不登校対策のための重点配置 : **1,000校** (←500校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- 教育支援センターの機能強化 : **250箇所**

- 虐待対策のための重点配置 : **1,500校** (←1,000校)
- 貧困対策のための重点配置 : **1,400校**

- スーパーバイザーの配置 : **90人** (←67人)

重点配置等

ヤングケアラーへの支援に当たってスクールソーシャルワーカーを活用した事例

事例 1

事例の概要

○本人は重い疾患を持つ母の通院に同行するため、学校を欠席がちになっていた。

支援の方向性

- S S Wを中心に校長、教頭、養護教諭、市教委指導主事、教育支援センター指導員を交えた校内ケース会議を実施。
- S S Wは家庭訪問を通じ、母に通院に係る福祉サービスの利用等について助言し、本人の負担軽減を図った。

成果

○登校状況の改善が見られた。

事例 2

事例の概要

○母、本人、妹の3人家族。仕事に出ている母に代わり、家事と妹の世話は全て本人が行っており、登校や学習の意欲が低下していた。

支援の方向性

○S S Wは母に対し経済的な支援制度の申請や、妹の放課後の居場所について助言を行った。本人に対しては、本人の卒業後も継続して支援が行われるよう、関係機関への情報共有及び継続的な支援の依頼を行った。

成果

○本人は卒業後の進路について前向きに考えるようになり、欠席も減った。

事例 3

事例の概要

○本人は両親を早くに亡くし母方祖母と2人で暮らしているが、祖母が大病を患い車椅子生活になってから、本児は学校を休みがちになっていた。

支援の方向性

○S S Wは市の福祉部局とケース会議を行い、祖母が利用する福祉サービスの見直しをケアマネジャーと行った。

成果

○本人、祖母の希望である「2人で生活すること」を尊重しつつも、福祉サービスの利用により本人の負担は軽減され、本人が登校できる日は少しずつ増えた。

(出典) 令和元年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集

24時間子供SOSダイヤルについて



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、
いつでも話を聞くよ

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル  0120-0-78310 なやみいおう

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら
☎189番
(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番
0120-007-110
 (通話料無料、法務局職員または
 人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部による少年相談窓口
(右のQRコードが6近くの
窓口を調べられます)

内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを全国の学校等に配布

電話番号

(なやみいおう)

$$0 \ 1 \ 2 \ 0 \ - \ 0 \ - \ 7 \ 8 \ 3 \ 1 \ 0$$

概要

子供たちが**全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間**いじめ等の悩みを相談することができるよう、**全国统一ダイヤル**を設置。
統一ダイヤルに電話をすれば、原則として**電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続**される。

經緯

平成19年 2 月～ 全都道府県及び指定都市教育委員会
で実施開始

平成28年 4 月～ 通話料無料化

財政措置

相談員の人件費：国で1／3負担
地方自治体で2／3負担
通話料：国で全額負担

SNS等を活用した相談事業

令和3年度予算額(案) (補助事業) 53億円の内数
(調査研究事業) 0.1億円



文部科学省

<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)
コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和2年版情報通信白書 (総務省))
[平日1日] (令和元年度)
10代: 携帯電話 3.3分、固定通話 0.4分、ネット通話 9.2分、ソーシャルメディア 64.1分、メール利用 16.0分

<事業概要>

①SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援 (補助事業)

(事業内容)

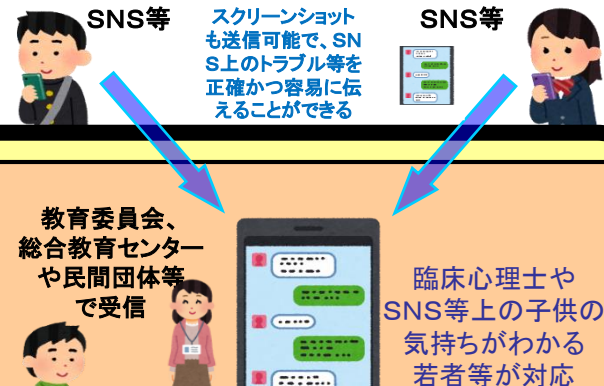
SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

②SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究 (委託事業)

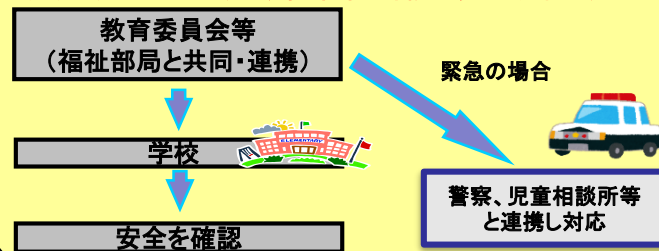
(事業内容)

SNS等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする研究を実施

【イメージ】SNS等を活用した相談



(例) 自殺をほのめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ



対象
校種

①②小学校・中学校・高等学校等

対象
経費

①報酬、期末手当等
②SNS等を活用した相談体制の在り方の検討に要する経費

実施主体
委託先

①都道府県・指定都市
②民間団体等

補助割合
委託箇所数

①国: 1 / 3 都道府県・指定都市: 2 / 3
②1箇所